

競走実施業務規程

平成 25 年 4 月 1 日

規 程 第 1 号

第 1 章 総 則

第 1 条 一般財団法人東日本小型自動車競走会（以下「本会」という。）は、小型自動車競走法（以下「法」という。）第 44 条に定める業務を行うため、その業務の方法に関し、法第 45 条の規定に基づき、この規程を定める。

第 2 章 小型自動車競走の実施に関する業務

第 1 節 通 則

第 2 条 本会は、法令に基づき、小型自動車競走施行者（以下「施行者」という。）と小型自動車競走の実施に関する事務の委託に関する契約を締結し、法令、経済産業省の通知、当該施行者の条例及び規則並びに委託契約の定めるところに従って、小型自動車競走の実施に関する事務（以下「受託事務」という。）を行う。

第 3 条 本会は、毎事業年度開始前に、本会の業務に係る小型自動車競走場において行われる小型自動車競走に関し、施行者と小型自動車競走の実施期日、受託事務の範囲及び所要金額等本会がその事務を受託するについて必要な事項を内容とする契約を締結し、年度の業務方針を策定する。

第 4 条 本会は、受託事務を行うにあたっては、施行者の規則の定めるところに従い、受託事務を行う開催執務員を任命する。

第 2 節 事務の実施方法

第 5 条 本会が行う小型自動車競走に出場する選手及び小型自動車競走に使用する小型自動車の競走前の検査の方法は、法第 27 条第 1 項の規定に基づき小型自動車競走振興法人に指定された法人（以下「振興法人」という。）が経済産業大臣の認可を受けて定めた「競走車の検査の要領」による。

第 6 条 本会が行う出場選手及び競走車の番組編成の方法は、振興法人が経済産業大臣の認可を受けて定めた「番組編成の要領」による。

第 7 条 本会が行う小型自動車競走の審判の方法は、振興法人が経済産業大臣の認可を受けて定めた「審判の要領」による。

第 8 条 本会が行う選手の出場の確定及び小型自動車競走開催中の選手の管理の方法は、

振興法人が経済産業大臣の認可を受けて定めた「管理の要領」による。

第9条 本会は、施行者より委託を受けて車券の発売及び払戻、入場者の整理、その他小型自動車競走場内の整理、小型自動車競走の開催に関する宣伝その他の小型自動車競走の実施に関する事務を行うときは、経済産業大臣の認可を受けて別に定める方法による。

附 則

この規程は、経済産業大臣の認可の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。